

様式第 15 号 (第 17 条関係)

音許可第 2 号

浄化槽清掃業許可証

住 所 帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4
株式会社 北海道エコシス
氏 名 代表取締役 鍛 治 彰 男 様

令和 6 年 3 月 12 日に申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	帯広市西 2 4 条北 4 丁目 5 番地の 4 株式会社 北海道エコシス
許 可 期 間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 6 年 3 月 13 日

音更町長 小 野 信 次



<注意事項>

この許可証は、浄化槽法第 39 条に規定する標識として使用することはできません。

この許可に係る業務を行う際は次の点に注意してください。

・浄化槽清掃業

- ① 業務にあたっては、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- ② 業務実績については、年度ごとに報告すること。
- ③ 業を廃止したときは、直ちに許可証を添えて町長に届け出ること。
- ④ 許可申請書の記載事項及び添付書類の内容に変更が生じたときは、町長に届け出ること。
- ⑤ 許可証は、他人に譲渡し貸与してはならない。
- ⑥ 浄化槽法及び関係法規を遵守すること。
- ⑦ この許可の条件及び各種関係法規に違反した場合は、許可の全部及び一部についての許可の取消若しくは一定期間の許可の停止を行うことがある。